

エスコートゾーンの設置について

1 概要

平成28年度に板橋区視覚障害者福祉協会から区内9か所へのエスコートゾーン[※]の設置について板橋区へ要望があった。これを受け、横断歩道の管理者である警察署長宛てに要望書の提出を行い、その後も継続して働きかけを行ってきた。

平成30年度に、要望箇所9か所の内、2か所にエスコートゾーンが設置されたので報告する。

2 設置場所

- (1) 板橋区役所正面出入口から山手通りを横断する横断歩道
(大山東町33番及び板橋二丁目66番間)
- (2) 西台駅から障がい者福祉センターへの主要経路にある横断歩道
(高島平九丁目1番及び2番間、高島平九丁目1番及び12番間、高島平九丁目2番及び11番間、高島平九丁目11番及び12番間)

※ エスコートゾーン：横断歩道を利用する視覚障がい者に対し、安全で利便性を高めるために設置する、横断歩行の手がかりとなる突起体の列のこと。

